

最高裁秘書第2612号

平成28年8月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

8月1日付け（同月2日受付，最高裁秘書第2568号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
裁判官の退職手当の計算方法が書いてあるマニュアルその他の文書（最新版）
- 2 開示しないこととした理由
1の文書は，作成又は取得していない。